

令和8年度用 帯状疱疹予防ワクチン接種について (定期用説明書)

☆対象者 ※今までに自費・公費に関わらず、帯状疱疹予防ワクチンを接種完了している方は対象外

- ①今年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方
- ②60歳以上65歳未満の者でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能程度の障害がある方（身体障害者手帳1級程度）

1. 帯状疱疹予防ワクチンについて

帯状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。帯状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています

ワクチン名	生ワクチン (乾燥弱毒性水痘ワクチン「ピケン」)	組換えワクチン (「シングリックス」)
接種方法	皮下注射	筋肉注射
接種回数	1回	2回
接種費用	3,000円	7,000円×2回
費用免除者	生活保護世帯：市役所福祉課の「生活保護受給証明証」が必要 住民税非課税世帯：市役所課税課・支所・市民センターにて「帯状疱疹用市民税非課税世帯証明」(200円)が必要	
接種スケジュール	—	通常、2か月以上の間隔を置いて2回接種 ※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。
接種できない方	病気や治療によって、免疫が低下している方	—
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種してください。	血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方

▼上記に加え、接種できない方

接種前に発熱を呈している方、重篤な急性疾患に罹っている方、それぞれの予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方。

▼上記に加え、接種に注意が必要な方

心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、帯状疱疹ワクチン（生ワクチン、組換えワクチン）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方等。

2. 帯状疱疹の効果

		生ワクチン（ビケン）	組換えワクチン（シングリックス）
帯状疱疹に対するワクチンの効果（報告）	接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
	接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後10年時点	—	7割程度の予防効果

※ 合併症の一つである、帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

3. 帯状疱疹ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、アナフィラキシー、ギランバレ・バレー症候群がみられることがあります。接種後に気になる症状を認めた場合、接種した医療機関へお問い合わせください。

主な副反応の発現割合	生ワクチン（ビケン）	組換えワクチン（シングリックス）
70%以上	—	疼痛*
30%以上	発赤*	発赤*、筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感*、熱感*、腫脹*、疼痛*、硬結*	頭痛、腫脹*、悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感*、倦怠感、その他の疼痛

※ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚労省にて作成

4. 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの帯状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。ただし、生ワクチン（ビケン）については、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

5. 接種を受けた後の注意点

- ・ワクチンの接種後 30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- ・注射した部分は清潔に保つようにしてください。
- ・接種当日の入浴は問題ありませんが、激しい運動は控えるようにしてください。

6. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。詳細は稲沢市ホームページ（ページID:2272）をご確認ください。

✿稲沢市健康推進課（保健センター内）

電話 0587-21-2300 FAX 0587-23-2361



©稲沢市 いなっぴー